

質 問 回 答

2016年 12月 26日

「貧困・格差解消及びジェンダー平等促進に向けたインクルーシブビジネス活用・支援に関する事例研究

(公示日:2016年 12月 7日/公示番号:160960)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	業務指示書 3. 業務従事予定者の経験、能力等 (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等	<p>担当業務を専門性に応じて分担(業務従事者を3~4名に増員)する場合、評価対象者の人数も変わるのでしょうか?たとえば、フォーメーションとしては、以下のような体制を想定していますが、この場合、全員が評価対象者となるのでしょうか?</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括 ・ソーシャルビジネス(南アジア担当) ・ソーシャルビジネス(アフリカ担当) ・ジェンダー 	<p>評価対象業務従事者の担当業務を、業務指示書より多い乃至少ない人数で担当する提案は可能です。その場合には提案された全員が評価対象となり、評価表に記載された配点を提案された人数で按分することとなります。</p> <p>尚、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」7頁に記載のとおり、「業務主任者」や「総括」などは業務分野名として想定していません。必ず総括が担うべき業務分野を提示してください。</p>
2	業務指示書 5. 業務の内容 (2) g)ドナーによる支援・連携状況	<p>ドナー機関の調査に関してですが、ドナー機関が途上国におけるビジネス(含インクルーシブビジネス支援)サポートを目的として、投資ファンドを設置している例がありますが、これもドナー機関調査に含めるのでしょうか?例えば英国では DFID から資金が拠出されている CDC GROUP がアフリカと南アジアのビジネスに資金投資しています。</p>	<p>当初想定ではインクルーシブビジネスへの資金支援などより直接的な支援を想定しておりましたが、投資ファンド設置を行っている事例があればそれも対象に含めてください。</p>
3	第2 業務の目的・内容に関する事項 2 ページ	<p>候補国(インド・ケニア・タンザニア)に対し、JICA として、インクルーシブビジネスに取り組む背景として、政策的な意図などはございますでしょうか?</p>	<p>特に候補国としてこれらを対象としていることに政策的な意図等はありません。むしろインクルーシブビジネスの発展・実施度合を考慮すると</p>

	4. 実施方針及び留意事項 (1)現地調査について		これらの候補国であれば先行事例を収集、活用するのにふさわしいと考えた、という経緯です。
4	第2 業務の目的・内容に関する事項 3 ページ 5(2)インクルーシブビジネスの概念整理	5. (2)インクルーシブビジネスの概念整理及び、ドナーの支援状況は、対象候補国に限らず全世界対象に実施するという理解であっておりますでしょうか？	ご理解のとおりです。

以上